

平成25年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成25年6月28日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第40号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第43号 市道路線の認定について
- 日程第4 議案第39号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第41号 瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第42号 平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第45号 瑞穂市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 発議第7号 慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）患者の支援を求める意見書について
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第10 下水道推進特別委員会の中間報告の件
- 日程第11 土地財産調査特別委員会の中間報告の件
- 日程第12 議会活性化推進特別委員会の中間報告の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	総 務 部 長	早 瀬 俊 一
企 画 部 長	森 和 之	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	広 瀬 充 利
福 祉 部 長	高 田 薫	都 市 整 備 部 長	弘 岡 敏
調 整 監	白 河 忠 良	環 境 水 道 部 長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 井 章 治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	田 宮 康 弘	書 記	泉 大 作
書 記	今 木 浩 靖		

開議の宣告

議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告

議長（星川睦枝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

6件報告します。

まず、4件について議会事務局長より報告させます。

議会事務局長（田宮康弘君） 改めまして、おはようございます。

議長にかわりまして、4件報告します。

お手元に配付してありますとおり、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により、監査委員から受けております。検査は、平成25年5月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は、関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

2件目も、お手元に配付してありますとおり、地方自治法第199条第5項の規定による随時監査の結果報告を同条第9項の規定により、監査委員から報告を受けております。

4月19日から5月16日まで、芝生化事業に関する事務の執行について監査が実施されました。事実関係をもとに、芝刈り委託料、芝生の更新作業についての判断があり、意見として、設計・工事について、今後についての2点についていただいております。

3件目も、お手元に配付してありますとおり、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果報告を同条第9項の規定により、監査委員から報告を受けております。

5月8日から6月6日まで、瑞穂市体育協会における平成24年度の財政援助（補助金）に係る出納、その他出納に関連した事務の執行について監査を行い、なお、監査の実施において必要と認められた場合は、平成15年度から平成23年度及び平成25年度の財政援助についても対象として実施されました。

監査結果として、体育協会に対する結果、生涯学習課に対する結果、瑞穂市に対する結果の3点についていただいております。

4件目につきまして、特別委員長の辞職についてであります。

6月25日に開催されました土地財産調査特別委員会において、広瀬武雄議員から委員長の職務を辞したいとの申し出があり、同日、委員会において委員長の辞職を許可されました。それに伴い、委員長の互選が行われ、委員長に松野藤四郎議員、副委員長に庄田昭人議員と決定し

ましたので御報告いたします。以上でございます。

議長（星川睦枝君） 以上、報告した資料は事務局にも保管してありますので、ごらんいただきたいと思ます。

5件目は、お手元に配付しましたとおり、本日（6月28日）、議会運営委員長から、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

6件目も、お手元に配付しましたとおり、本日（6月28日）、庄田昭人君から、発議第7号慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）患者の支援を求める意見書についてを受理しました。

これらについては、後ほど議題にしたいと思ます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第40号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第2、議案第40号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 広瀬武雄君。

文教厚生委員長（広瀬武雄君） 議席ナンバー7番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長より委員長報告のお許しをいただきましたので、文教厚生委員会の委員長報告を行わせていただきます。

文教厚生委員会は、6月18日午前9時半より、穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。全委員が出席いたしまして、執行部から市長、副市長、教育長、教育次長、福祉部長、市民部長及び所管の課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査いたしました議案第40号瑞穂市税条例の一部を改正する条例について、要点を絞って報告いたします。

補足説明として、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴いまして市税条例を改正するものであり、所得税において復興特別所得税が課税されることによる、ふるさと寄附金に係る市民税の特例控除額の見直しがなされ、また延滞金の割合等の見直し、住宅借入金特別控除の適用期限の延長及び控除限度額の見直し等々であるとの説明がございました。

質疑では、ふるさと寄附金と復興特別所得税とは別物ではないのかとの問いに、本来別々のものではあるが、ふるさと寄附金を行った場合、基本的には所得税の寄附金控除及び住民税の寄附金税額控除により、寄附金額のうち、2,000円を超える部分については全額控除される仕組みになっている。しかし、復興特別所得税が課税されることにより、これらのふるさと寄附金に係る控除等のバランスが崩れてしまうことになるため、市税条例について地方税法の規定

を適用する改正を行い、応分の調整を行うものであるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

以上で文教厚生委員会の委員長報告を終わります。平成25年6月28日、文教厚生委員会委員長 広瀬武雄。以上でございます。

議長（星川睦枝君） これより議案第40号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第43号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第3、議案第43号市道路線の認定についてを議題とします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 庄田昭人君。

産業建設委員長（庄田昭人君） おはようございます。議席番号4番 庄田昭人です。

議長のお許しをいただき、産業建設委員会の報告をいたします。

ただいま議題となりました1議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、6月18日午後1時から、巢南庁舎3の2会議室で開会しました。全委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、まず議案及び

当委員会の審査に係る市内の現地視察を行いました。その後、議案に対する補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案について、要点を絞って報告します。

議案第43号市道路線の認定についてを審査しました。執行部より、今回、議案として上程した市道路線の認定4路線のうち、路線番号3 - 2 - 16 - 2と4 - 3 - 273 - 4及び5 - 3 - 353 - 3の3路線については、宅地開発行為に関する市道認定として幅員6メートルの開発道路の管理引き継ぎをするものであり、路線番号11 - 361については、主要地方道岐阜・巣南・大野線の一部引き継ぎとして、県道バイパス完成後、現県道を市道として管理するため、今回、認定することによるものであるとの補足説明がありました。

その後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。平成25年6月28日、産業建設委員会委員長 庄田昭人。

議長（星川睦枝君） これより議案第43号市道路線の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第39号から日程第7 議案第45号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第4、議案第39号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第45号瑞穂市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 森治久君。

総務委員長（森 治久君） 議席番号5番 森治久です。

議長のお許しをいただきましたので、これより総務委員長報告をいたします。

ただいま一括議題となりました4議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について御報告いたします。

総務委員会は、6月19日の午後1時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、会計管理者及び所管の部課長、また平成25年度一般会計補正予算審査のため、当委員会所管以外の教育長、教育次長、各部長、調整監にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に要点を絞って報告いたします。

まず初めに、議案第42号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）についてを審査しました。

本案について各常任委員会で所管部分の協議をされた結果、当委員会への意見の報告はありませんでした。

執行部より本案に対して補正予算書に沿って補足説明を受けた後、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第39号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを審査いたしました。

執行部より本案に対して補足説明を受けた後、市民安全対策監に相当する職員の設置に関する他市町の状況、またこれまでの非常勤の特別職職員における勤務体制、勤務状況、効果についての質疑があり、警察官OBを配置しているところは、当市のほか、岐阜市、大垣市、各務原市など20市町あり、警視相当職の報酬については、各務原市が24万3,700円、恵那市が24万円である。当市の非常勤の特別職職員の勤務時間としては、月曜日から金曜日までの午前9時から午後3時45分まで執務していただき、平成24年度までの4年間で40件のトラブル対処をした記録が残っているとの答弁がありました。

また、生活保護相談員にも警察官のOBを配置しているが、交通指導員、市民安全対策監との報酬に関する整合性、今後、配置する場合の基準についての質疑に関しては、窓口業務におけるさまざまなトラブルが多くなってきている状況を踏まえて、一般行政職では対処し切れない事案があるため、岐阜県警の警務課を通じてサポートしてもらえる方を確保してもらっている。報酬に関しても、他市町の状況、業務内容を勘案し、決めているのが現状であり、県はそ

の方を7月に決めるため、今回、6月に補正をするものであるとの説明がありました。

そのほかの質疑では、窓口等におけるトラブル案件に関しての関係部署の勉強会等は設けているか、また今後において警視としての設置が不可能な場合はどう対処するのかとの問いに、勉強会については、弁護士を講師とした職員向けの研修会を開催し、今後も継続して行っていく予定であるとの答弁があり、警視以外の方の対応については、市としては警視相当級の職員を要望するが、場合によって適任者がいない場合は、報酬の減額もあり得るとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第41号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部の補足説明の後、質疑では、消防団員報酬等について瑞穂市の実態を見てみると全体的に高いように思われるがとの質疑に、当市の消防団の部長以上の報酬が高くなっている。交付税算入の金額は、岐阜市、大垣市などの金額であるが、瑞穂市の消防団員の経験年数等が長いのと、旧の本巣郡内の状況から微妙な調整がされ、今日となっていると考える。また、消防団長以下、団員へはこのような現状であることを確認してあり、今後、見直す可能性があると伝えてあるとの答弁がありました。

そのほかの質疑として、消防団員の報酬については、現状ではおのおのの団員の出勤回数が違うことにより不公平性が生じてくるのではないかと。火災手当についても出勤回数によって金額が変わってくるのか。また、消防団員の確保についてはどのように考えているかとの質疑に対し、報酬については、消防団員として市へ登録がある方に関しては意思があるものとして、現在、出勤回数に関係なく報酬を支払っている。また、当市の火災手当に関しては、火災時の出勤回数に関係なく、年額6,000円支払うことになっている。なお、ことしに入ってから火災件数は、既に23件との報告を受けました。

消防団員の確保については、既団員、自治会長等と今までの地域の振り分け方も含め協議し、団員確保に努めているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

最後に、議案第45号瑞穂市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部の補足説明の後、この議案については、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

以上で総務委員会の委員長報告を終わります。平成25年6月28日、総務委員会委員長 森治久。

議長（星川睦枝君） これより議案第39号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例について委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第41号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第42号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第45号瑞穂市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 発議第7号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第8、発議第7号慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）患者の支援を求める意見書についてを議題にします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人です。

議長のお許しをいただきましたので、発議第7号を読ませていただきます。

瑞穂市議会議長 星川睦枝様。提出者、瑞穂市議会議員 庄田昭人、賛成者、小川勝範議員、広瀬時男議員、清水治議員、松野藤四郎議員、若井千尋議員の賛成者をいただいております。

慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）患者の支援を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出します。

慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）患者の支援を求める意見書。

慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）は、健康に生活していた人が、ある日突然原因不明の激しい倦怠感に襲われ、それ以降強度の疲労感とともに、微熱、頭痛、脱力感、思考力の障害、抑鬱等の精神神経症状などが長期にわたり、健全な社会生活が送れなくなるという原因不明の疾患である。

米国疾病対策センターにより1988年に提唱された比較的新しい疾患概念であり、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類においては、神経系疾患に分類されているが、今なお原因が特定されておらず、治療法も確立されていない。

我が国においては、1999年及び2004年の疫学調査により、慢性疲労症候群患者が推定約30万人いるとされている。苦痛を伴いながらも何とか仕事を続けることができる患者もいれば、症状が重く寝たきりに近い患者も多い。また、職を失うほど深刻な疾患でありながら、原因が解明されていないため、社会からの偏見や理解不足に苦しんでいる現状もある。

よって、国におかれては、こうした状況を打開するため、下記事項について早期に実現されるよう強く要望する。

記1．厚生労働省内の慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）の専門研究班による原因究明と治療法確立のための研究の一層の推進を図ること。

2．慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）の実態を全国の医療関係者や国民に周知するとともに、患者が診察を受けられる環境を整えること。

3．「障害者総合支援法」が制定されたが、制度の谷間に置かれた慢性疲労症候群（筋痛性

脳脊髄炎)の患者が、日常生活や社会生活に制限を受けている場合には、介護・就労支援等が受けられるよう必要な整備等を行うこと。

提出先、衆議院議長 伊吹文明様、参議院議長 平田健二様、内閣総理大臣 安倍晋三様、厚生労働大臣 田村憲久様。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長(星川睦枝君) これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第7号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(星川睦枝君) 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(星川睦枝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長(星川睦枝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決します。

発議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(星川睦枝君) 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(星川睦枝君) 日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について議題にします。

委員長から、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第10 下水道推進特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第10、下水道推進特別委員会の中間報告の件を議題にします。

下水道推進特別委員会で継続審査事件となっています下水道事業の推進の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

下水道推進特別委員会委員長 小川勝範君。

下水道推進特別委員長（小川勝範君） おはようございます。

ただいま議長から下水道推進特別委員会の中間報告の了解をいただきましたので、報告をいたします。

当特別委員会は、平成24年3月、市議会議員の選挙後、前特別委員会を引き継ぎ、平成24年5月1日に設置され、委員会を今日までに5回にわたり開催をいたしました。その内容等を説明いたします。

まず、第1回目は平成24年5月18日に開催し、瑞穂市になってからの下水道事業の経緯を時系列に執行部から説明を受け、初めて委員となった方との調整、確認を行いました。

その後、平成23年12月7日から5月11日までの下水処理場用地候補地の自治会等の状況について執行部から説明を受けた中で、今後の市の窓口は、奥田副市長が対応することになったと報告を受けました。

今後の進め方について協議をし、雨水事業について審議していくことになった。

第2回目は平成24年6月18日に開催し、市民を対象にした公共下水道現状説明会の開催の状況と意見や質問、回答内容の説明を受け、今後の説明会の計画を確認した。

その後、処理場用地の候補地自治会との交渉状況の報告を受け、地元説明会を開催条件として、自治会から市長宛てに出された文書に対する市の回答内容について協議を行い、修正した回答文を平成24年6月22日、全員協議会で報告をすることになりました。

第3回目でございますが、平成24年9月10日に開催し、下水道課から公共下水道現状説明会の開催状況について報告を受けた後、処理場候補地の自治会への回答文を平成24年6月29日に自治会長と区長に手渡しをし、その後の状況について報告があり、今後の対応について協議をし、今回の内容について全員協議会で報告することになった。

第4回目は平成25年3月15日に開催し、平成25年3月10日付で下畑自治会から市議会宛てと

市長宛てに提出された文書について協議を行った。特に3月10日に開催されました下畑自治会総会で決議された内容を書かれたもので、自治会長が交代されたこと、下水処理場についての文書を受け取らない旨の内容であった。これを受け、特別委員会として次回の方向性について協議することになった。

最後でございます。第5回目は、平成25年4月26日に開催をし、処理場用地取得の執行部計画を確認した。特に説明会の開催方法や時期については、牛牧小学校の増築計画の説明会との調整を慎重に行うように要請をし、今後の新たな動向があったときは特別委員会を開催することを確認をした。

以上、下水道推進特別委員会の中間報告をいたします。平成25年6月28日、下水道推進特別委員会委員長 小川勝範でございます。

議長（星川睦枝君） これで下水道推進特別委員会の中間報告は終わりました。

下水道推進特別委員長の中間報告に対する質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 土地財産調査特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第11、土地財産調査特別委員会の中間報告の件を議題にします。

土地財産調査特別委員会で継続審査事件となっています、土地財産の管理状況の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会からの中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

土地財産調査特別委員会委員長 松野藤四郎君。

土地財産調査特別委員長（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

ただいま議長さんから許可をいただきましたので、土地財産調査特別委員会の中間報告をさせていただきます。

瑞穂市議会会議規則第45条の規定により、土地財産調査特別委員会の中間報告をいたします。

当委員会は、平成24年第2回市議会定例会において、未利用の状態では保有している市有地の普通財産について、その有効利用、あるいは処分について調査・協議するため、8名の委員で設置されました。これまで5回の委員会を開催しましたので、その状況を報告いたします。

第1回は平成24年8月17日に開催し、土地財産の一覧表、図面など関係資料の提出を求め、これまでの維持管理状況、経過について説明を受けました。

その内容は、行政財産に位置づけられているが整備ができていない土地、普通財産として管

理し、未利用地の土地、公共事業整備の残地など、未利用地82筆、4万1,845.34平米の所在、取得の経緯及び現状について説明を受けました。

前回から引き続きの案件に対して事務局からは、古橋地内南保育教育センター駐車場予定地を行政財産へ所管がえした旨の説明がありました。

委員からは、只越地内の仮登記の抹消登記及び穂積地内旧町営住宅地の処理などが進んでいない。少しでも処理ができるよう、準備、対応を望んでやまないことを申し述べました。

また、当委員会の委員も5名の方がかわりましたので、資料と現地が一致しないことから、次回の委員会では現地を回ることにしました。

第2回は平成24年11月19日に開催し、巢南地区の現地確認を行い、閉会しました。

第3回は平成24年12月18日に開催し、穂積地区の現地確認の後、委員会を開催しました。

未利用地の現地視察の後、資料を見ながら土地の現状を把握するとともに、過去の委員会の意見を踏まえながら、特別委員会での活用案の検討を行いました。本委員会からは、次回までに今回の活用案をまとめることと、委員会の開催の都度、未利用地の詳細な経過状況の報告することを求めました。

第4回は平成25年2月22日に開催し、事務局より未利用地の詳細経過6件の報告を受けました。

具体的には、1つに、本田地内の未利用地隣接の自噴井戸について地元を確認したが、利用しないと報告を受けました。

只越地内の権利関係の交渉で中断していた未利用地の土地処理については、交渉を再開した旨の報告を受けました。

只越地内苗田橋南側で現地立ち会いと測量した土地には道路後退分が発生するため、分筆登記をしていると報告を受けました。委員会からは、この土地の処理方法について、十分協議する必要がある旨を申し添えたところです。

穂積地内の旧町営住宅の土地については、現地立ち会い準備のため、図面を作成中と報告を受けました。

野田新田地内の土地については、土地整地工事後、当面の間、近隣の方に駐車場として貸し出しを始めたと報告を受けました。委員からは、貸し付けを続けることに問題がないかとの質問に対して、事務局からは、現地境界が確定後は処分していくと説明を受けました。

古橋地内南ふれあい広場南側の土地は、教育委員会で南小学校職員駐車場として活用していくと報告を受けました。

第5回は平成25年5月31日に開催し、1つには、前回に引き続き、只越地内苗田橋南側の土地は、その後、進捗として、筆界確定後、売却の方向で進めていると報告を受けました。

別府地内の瑞穂市消防団第2分団車庫の北側の土地は、消防団員の駐車場として利用する旨

の報告を受けました。

穂積地内の旧町営住宅跡地の土地は、県との境界調査中で、長期にわたっている旨の報告を受けました。委員からは、近隣地権者や地元への説明や、境界立ち会いは行ったのかとの質問に対して、事務局からは、調査後に交渉に移る旨の説明がありました。

また、1つには、前回報告を受けた野白新田地内の貸し付けていた土地は、貸し付けていた方に売り払った旨の報告がありました。委員からは、今回、この土地について農地法手続をとった後、造成、賃貸借、その後、売り払ったが、今後、他の財産の処分方法の質問に対して、事務局からは、財産ごとで、その都度手続が違う旨の報告を受けました。

横屋地内南小学校東側の土地は、学校畑として一体利用する旨の報告を受けました。委員からは、以前は一部公園予定として上がっていた土地かという質問に対して、事務局からは、公園用地を見直し、この土地全体を学校畑として利用すると説明を受けました。

以上が執行部からの案件として上がってきたものですが、当委員会では、未利用地一覧表の個別ごとに、さらに今後も鋭意努力され、土地処理に当たっていただきたい旨を申し述べたところです。

以上をもって、第1回から第5回までの土地財産調査特別委員会の開催概要並びに調査の状況を述べ、中間報告とさせていただきます。平成25年6月28日、土地財産調査特別委員会委員長 松野藤四郎。以上でございます。

議長（星川睦枝君） これで土地財産調査特別委員会の中間報告は終わりました。

土地財産調査特別委員長の中間報告に対する質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 堀武。

少しお聞きしたいというのは、事務局という言われ方と執行部という言われ方をしているんですけど、どこの部局からこの答弁が出てきたのかをしないと議員の皆さんにわからないと思うんですね。だから、もう少し懇切丁寧に何部局から出たというのを教えていただければ、以上です。よろしく申し上げます。

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

土地財産調査特別委員長（松野藤四郎君） 堀議員からの質問ですけど、1ページ目の下のほうに書いてあります、「前回から引き続きの案件に対して、事務局からは」とっております。これは総務部の管財情報課から説明を受けております。

土地財産に関しては主管が管財情報課でございますので、そこが窓口になって進行し、細部については、例えば教育委員会とか、そういうところへ振ってやっております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） もう少し、管財情報課が一番最後の云々だけど、事務局から云々と書いてあるように、事務局というあれだって具体的にどこの事務局なのか、やはりここ自体を具体的に答えていただかないと、お互い、議員の皆さんどうですか、わかりますか。

やはりこの辺のことはもう少し詳しく教えていただきたい。そうしないと、各議員がこの調査委員会の報告をもとに、行政に対して質問事項があれば、いろいろ質問していきたいことは個々の議員にあると思うんですけども、やはりその辺のことで通じて調査委員会としての最終的なことを議員に議会で報告するならば、この事務局というのをもう少し教えていただきたい。どこの誰とまでは言わん、何部局がこの答弁をしたのか。事務局、2カ所ぐらい使っておるのかな。だから、ちょっと教えていただきたい。

今回あれならば、その後、各議員のボックスでもいいし、全協のときでもいいですけども、わかる範囲か、委員長のほうから報告してもらうか、どちらでもいいんですけど、ちょっとお諮り願いたいと思います。以上です。

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

土地財産調査特別委員長（松野藤四郎君） 先ほど申し上げましたように、土地財産については普通財産、行政財産、そういったものについては総務の管財情報課で所管をしているということで、そこが事務局だということで御了解を願いたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） だから、そのように事務局は誰だと。管財情報課、最終の責任と言いながらも、事務局と執行部の言葉の使い分けをしているならば、事務局からというならば、その事務局は誰が答弁したのかというのを聞いているんですよ。だから、今最終的なところを言っているんじゃないんです。具体的にここで答弁されたのは、事務局ではわからないでしょう。管財情報課なら、管財情報課の課長が云々したとかなら話もわかるけれども、違いますか。そうでしょう。そこまで言って初めて議員がわかることで、それなくして管財情報課です云々言われたって、これ非常に困ったことですね。答弁、わかる人で結構ですから、してください。

委員長でわかれば、してくれればいいで。

〔「執行部なんか答弁できへんぞ、執行部が答弁したらいかんぞ」の声あり〕

1番（堀 武君） じゃあ、委員長答弁をひとつしてください、それなら。

だから、今、後ろでごちゃごちゃ言っているけれども、行政のほうで答弁できないなら、答弁できないでもいいですから、委員長がこれに関しては的確に答弁してもらやあいいいんですから、横でごたごた言わない。

議長（星川睦枝君） 執行部は答弁できませんので、先ほど堀武議員さんから、後ほどボックスへ入れていただいてもというお言葉もありました。

委員長、どうですか。後ほどその説明、皆さんに報告等をしていただければよろしいですね。

堀武議員、よろしいですか、それで。

1番（堀 武君） それで結構ですよ。ですから、皆さんにわかるような形で入れていただければ、それで結構ですから、それ以上のことは言うつもりはありません。

〔発言する者あり〕

議長（星川睦枝君） なら、議員の皆さん……。

〔「立って言います」と1番議員の声あり〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） うるさいんだよ、君は。小川君、黙れ。

〔発言する者あり〕

1番（堀 武君） 黙れ、小川君。

〔「とろくさいこと」と16番議員の声あり〕

1番（堀 武君） とろくさい、今、どう言いました。今言った言葉を言いなさい。今言った言葉、とろくさいという言葉撤回しなさい。

休憩を求めます。

とろくさいとはどういうことやね、とろくさいとは。とろくさいというのはどういうこと。とろくさいという言葉はどういうこと。とろくさいということを……。

議長（星川睦枝君） それでは、休憩をとりますので。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時37分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

先ほどの発言等について、若干訂正をさせていただきます。

訂正をする前に、ちょっと私のほうから流れを御説明いたします。

本日、3特別委員会の報告でございます。報告については、質疑はいつもとっておりません。そして、議場の中で発言する場合は、議長に許可を得てから発言を求めたいと言った。そして、私はいろんな発言をしたかもわかりませんが、やじという形ではございません。私は、ある議員にそういう発言をしたわけではございません。流れ全体がちょっとおかしいんじゃないかと、そういう流れを私は発言をしたつもりでございますので、この本会議上の流れというのは、ず

うっとその流れに沿って、ぜひ今後、議会運営をしていただきたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

〔「議長」と1番議員の声あり〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 自分の言った言葉に対して言わせてください。それがなければ続行しま
せん。

順序が違う、そういうのは議長から言っていただければいいこと。後ろのほうで言って、そ
れに関して云々やない、とろくさいなあということを行ったことに関して、もう1回自分の言
ったことをあれしてみてください。

議長、とろくさいということを行ったのか言わないのか、議長、本人に確認してください。

とろくさいというのは、議員に対してこんな侮辱的な言葉、それを訂正もせずに流れだけ言
う、これが議長をやって、議運の委員長もやって、最古参の小川君の言うことか。

〔発言する者あり〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） そんな流れだけ言って、すたすたと帰るようなことで、こんなもの私は
納得できません。以上です。

〔「議事進行についてちょっと、今の情勢を打開する」と3番議員の声あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

今、ちょっと聞きながら、少し思ったんでありますけれども、今、小川議員が流れ全体に対
して、これでいいのかと思ったから、とろくさいという言葉が発言したと。とろくさいとい
う言葉は使われていないけれども、事実経過からすると、そこで使ったんだという弁明をされた
わけですね。

考えてみれば、そこで、もし小川議員がとろくさいというのであれば、議事進行で手を挙げ
て、議長の運営自体について問題があるから、ちょっとそれは違うんじゃないかという形で言
うと、誰が聞いても目に見える。今、弁明したことが、なるほどそうだなというふうになる。
ところが、その行為をなせずに、堀議員が発言しているときに、とろくさいと言うと、その
同じ空間が、同じ時間の間に行われるわけだから、堀議員からしてみれば、自分に対してと
ろくさいと言われたというふうには受けとめるのは常識的な受けとめ方じゃないかと思う。だから、
怒ると思うのね。僕は、別に小川議員を特別責めるとか、堀議員を特別擁護するという立場
じゃないですよ。今の状況を第三者的に考えたときに、そういう状況があるんじゃないかとい
うふうには思っておるんです。

だから、僕は思い出したのは、藤橋議員がお見えになりますけれども、昔、本当の昔、昔、

もう十数年も前以上に、僕は藤橋議員に対して何かの問題でいろいろ議場がエキサイトしたときに、「ばかやろう」と言ったんですよ。そんなことを言ったのは僕も初めてです。先輩をつかまえて、もう頭へきちゃったから、「ばかやろう」と言ったんですよ。そうしたら、「ばかやろうとは何だ」という話になって、言い合いになったんですね。それで、僕は、ぱっと「議長」と手を挙げて、「まことに失礼な言葉を申し上げた」と。「本当に済みません、撤回いたします」ということで、その後、すぐ手を挙げて、ここへ来てそのことを言ったんです。それで議長のほうも、よっしゃということ、それはそれでもう終わっちゃったんですね。

ですから、今回の場合も、小川議員が今の堀さんの置かれている状況を考えれば、そういうふうに思われる部分もありますから、もう潔く、とりあえず悪かったと、撤回するという一言簡単にいつもの元気よさで言えば、それで終わりですので、議長もそういうふうに撤回するように言ってもらえば済むんじゃないですか。そのことのほうが、それは終わります。そうじゃないと、またワーワーという話で長引きます。

議長にも小川議員にも、よろしく願います。

議長（星川睦枝君） ここで、暫時休憩をとりたいと思います。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時50分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

先ほどの件について、若干ちょっと説明をします。

私は、先ほど発言した内容等については、全体的に問題でそういう発言をしたつもりでございます。私は、堀武君に対してそういう発言をしたわけではございません。もし、勘違いをされておれば、ちょっと訂正をさせていただきますが、議会の全体の流れをきちっと、今後、事務局長並びに議長も、ぜひ流れに沿って運営をしていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 何でそういう言い方しかできない。勘違いという言い方を削除していただければいい。勘違いだという言い方をされるから、また一つ角が立つだけの話で、そういうふうにとられたらといって、それだけでいいんじゃないですか。それを「勘違い」という言葉をまた入れて、こっちの瑕疵責任みたいなことを言うこと自体が、言葉をもう少し考えて言ってくださいよ。

もうこれ以上は言いません。皆さん、大勢聞いておられて、何が正しいか、何が云々かわか

っていただければ、誰も勘違いしたわけではありません。ただ、その辺のことでこれ以上のことを言ってもむなしさが出てくることですから、粛々と次に進みたいと思っております。ただし、勘違いという言葉は、私は受け入れることはできませんということだけ、議会の報告の中で、ある意味ではそのものを書いておいていただければ結構なことです。

ですから、さっき言った事務局というのを具体的にというか、何々のことでわかれば、もう時間やで調べられたことでしょうか、答弁願えればそれで結構なもんですから、よろしくお願ひします。

以上、答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

土地財産調査特別副委員長（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人です。

土地財産調査特別委員会委員長がただいま早退の報告がありましたので、かわりまして副委員長の庄田昭人が答弁をさせていただきます。

報告書の文章内の「事務局」という言葉ですが、この文章に関しては、土地財産調査特別委員会の委員全員できちっと精査をさせていただきましたが、この事務局という言葉は、やはり不適切であろうというふうに考えましたので、ここは「執行部」というふうに訂正をさせていただきます、詳細に関しては、事務局内のレターボックスの中に、その担当についてはというふうにさせていただこうというふうに考えさせていただきましたので、御理解をよろしくお願ひします。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番 くまがいさちこです。

今のはよくわかりませんでしたけど、事務局は執行部とさせていただき、各担当も事務局にさせていただくと言ったんですかね。

私も土地財産調査特別委員会のメンバーですが、執行部というのはここに出ていらっしゃる方々ですよね、部長級というか、市長、副市長、教育委員会、執行部は。土地財産調査特別委員会は、例えば学校田とかについては教育委員会が返事をなさいました、各管轄が。ですから、管財情報課長さんが発言されることもあれば、副市長さん、執行部が答えることもあれば、教育委員会が答えることもあるんです、次長さんが。

ですから、私は初めから聞いていて、確かに堀議員の指摘は正しいなと思って聞いていましたから、執行部は執行部でいいと思うんですけど、でも、副市長さんも執行部だし、教育次長さんも執行部で、本来は部局が違うわけですから、やっぱり執行部は執行部でもいいですけど、

副市長さんとか、教育次長さんが学校田、教育委員会の管轄に関しては答弁なされましたので、その辺は堀議員の発言どおり、土地財産の特別委員会については、きちんと誰が答弁したかということを書いたほうが、あれを傍聴していないで読んでいる市民もいますので、親切であろうと。非常にわかりやすい瑞穂市議会を目指すべきですので、市民に、それだけの労をとって読んでいらっしゃるわけですから、そういうふうになさるといいと思います。

今の発言がよくわからなかったものですから、以上でございます。

議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議会活性化推進特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第12、議会活性化推進特別委員会の中間報告の件を議題にします。

議会活性化推進特別委員会で継続審査事件となっています、議会運営の活性化のため、議会基本条例に規定する事項を含む議会改革などの推進に関する調査・研究の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

議会活性化推進特別委員会委員長 広瀬武雄君。

議会活性化推進特別委員長（広瀬武雄君） 議席番号7番 広瀬武雄でございます。

ただいまは議長より発言のお許しをいただきましたので、瑞穂市議会会議規則第45条の規定によりまず議会活性化推進特別委員会の中間報告をさせていただきたいと思っております。

当特別委員会は、御承知のとおり、平成24年第3回市議会定例会におきまして御承認いただき、設置されたものでございます。

平成24年10月2日に第1回目を開催いたしまして、これまでに計8回の委員会を開催し、地方分権時代に対応した議会、また議員のあるべき姿を全般的に検討し、これを活性化する目的で調査・研究を進めてまいりました。

当面の問題としましては、議会基本条例第5条にあります、議会報告会の開催について協議いたしました。

委員より会議の進め方等々の意見を聞き、議会報告会の開催先進事例となる市町の状況を参考に検討を進めたいという結論になりまして、事前に議会事務局側からは先進市町の状況を傍聴していただいたり、情報収集をしていただいたりしまして、またそれらも含めまして、具体的には北方町、多治見市、可児市、福井県越前市の議会報告会の状況報告をもととして前向きに検討してまいりました。

また、平成24年10月には、議会活性化の観点から、議会改革の先進地であります兵庫県加西市、それと京都府の京丹後市へ議員全員により行政視察を行いまして、議会報告会などの運営方法などの研修を行い、認識を新たにした次第でございます。

加えまして、実際の議会報告会を視察するために、平成24年11月には、愛知県日進市の議会報告会に委員会派遣として我々委員が視察しまして、直接その体験をしてまいりましたのが実態でございます。

これらのことを参考にいたしまして、議会基本条例に掲げる開かれた議会の実施を目指しまして協議してまいりました。

議会報告会の報告形式については、視察した日進市において各常任委員長より委員会で審査された事項の報告を行う形で実施されており、当市におきましても初めての議会報告会の開催でもあったために、日進市に見習いまして常任委員長が報告する形で行うこととし、協議を進めてまいりましたところでございます。

各常任委員長、議員で検討、協議し、調整を行い、議員の皆様方の多大なる御協力を得まして、平成25年2月16日に第1回瑞穂市議会報告並びに意見交換会を、巢南・穂積2会場で実施できました。

この報告会には市民の皆様方の大勢の御参加をいただきまして、貴重な御意見を多数いただきました。また、報告会につきましては、いろいろな点で反省し、改善しなければならない点もあったものの、結果といたしまして、大変大きな成果があったものと考えておるところでございます。

今後も議会活性化を推進していくため、議会報告会の要綱の整備を行い、また議会基本条例の各条項を実施するために検討、協議、調整を進めて、さらに市民に開かれた議会を目指す所存でございます。

以上、瑞穂市議会会議規則第45条の規定によりまして議会活性化推進特別委員会の中間報告といたします。平成25年6月28日、瑞穂市議会活性化推進特別委員会委員長 広瀬武雄。以上でございます。

議長（星川睦枝君） これで議会活性化推進特別委員会の中間報告は終わりました。

議会活性化推進特別委員長の中間報告に対する質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

閉会の宣告

議長（星川睦枝君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成25年第2回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時03分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年6月28日

瑞穂市議会 旧議長 藤橋礼治

議長 星川睦枝

副議長 広瀬時男

議員 くまがいさちこ

議員 西岡一成